

条 件

次の各号に違反した場合は、工事の施工承認及び土地の一時使用許可を取り消します。

- (1) 工事等を行う場合は、工事の施工承認標及び土地の一時使用許可証を携帯し、管理事務所職員が呈示を求めたときは必ずこれに応じること。
- (2) 故意または重大な過失により、市、当該施設を管理する指定管理者又は他の使用者の施設等をき損又は滅失及び第三者を死傷させないこと。なお、損害を与えた部分については賠償すること。
- (3) 工事が終わったら、残土、廃材等を園外に搬出し、使用したところを復旧し、綺麗にすること。また、基礎工事等における生コンやコンクリート等を水洗い場で流さないこと。
- (4) 工事は施工届に添付した図面のとおり施工すること。
- (5) 工事状況等により工期内に完工できない場合は、工事延長願を提出すること。
- (6) 原則として休日の工事施工を禁止する。
- (7) 条例、規則及び条例関係事務取扱要領に違反しないこと。

※ 上記違反があった場合は、即工事の停止及び施工届等の無効、または墓地の使用権を取り消すこともありますので十分注意すること。

注意事項

次の注意事項を必ず守ること。

- (1) 参拝者の通行や、騒音により納骨等の妨げとならないように注意してください。
また、工事を一時中断していただく場合もありますのでご協力願います。
- (2) 隣のお墓を汚したり、キズをつけないように注意してください。

墓園土地一時使用許可証

平成 年 月 日

申請者 { (会社名)
(工事施工者) { (氏名) 様

平成 年 月 日付であった墓園土地一時使用許可申請書について、下記のとおり許可します。

使用目的	<input type="checkbox"/> 墓石等工事 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用墓所	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
条件	裏面のとおり

(工事) 承認番号 第 号

平成 年 月 日

条 件

次の各号に違反した場合は、工事の施工承認及び土地の一時使用許可を取り消します。

- (1) 工事等を行う場合は、工事の施工承認標及び土地の一時使用許可証を携帯し、管理事務所職員が呈示を求めたときは必ずこれに応じること。
- (2) 故意または重大な過失により、市、当該施設を管理する指定管理者又は他の使用者の施設等をき損又は滅失及び第三者を死傷させないこと。なお、損害を与えた部分については賠償すること。
- (3) 工事が終わったら、残土、廃材等を園外に搬出し、使用したところを復旧し、綺麗にすること。また、基礎工事等における生コンやコンクリート等を水洗い場で流さないこと。
- (4) 工事は施工届に添付した図面のとおり施工すること。
- (5) 工事状況等により工期内に完工できない場合は、工事延長願を提出すること。
- (6) 原則として休日の工事施工を禁止する。
- (7) 条例、規則及び条例関係事務取扱要領に違反しないこと。

※ 上記違反があった場合は、即工事の停止及び施工届等の無効、または墓地の使用権を取り消すこともありますので十分注意すること。

注意事項

次の注意事項を必ず守ること。

- (1) 参拝者の通行や、騒音により納骨等の妨げとならないように注意してください。
また、工事を一時中断していただく場合もありますのでご協力願います。
- (2) 隣のお墓を汚したり、キズをつけないように注意してください。